

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月8日
【会社名】	フマキラー株式会社
【英訳名】	FUMAKILLA LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大下 一明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03(3252)5941(代表)
【事務連絡者氏名】	業務部経理課 課長 藤岡 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03(3252)5941(代表)
【事務連絡者氏名】	業務部経理課 課長 藤岡 晃
【縦覧に供する場所】	フマキラー株式会社 中四国支店 (広島市西区中広町3丁目17番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第73期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会資料の電子提供に備えるため、および当社の現状の事業内容に即し、目的事項の明確化を図るため、当社定款の一部の変更を行う。

第3号議案 取締役16名選任の件

取締役として、大下一明、加藤孝彦、Dato' BrianTan Guan Hooi、力石敬三、村元俊亮、井上裕章、郷原和哉、土井将和、杉山隆史、中野佳信、国富純、古屋雅弘、安倍寛信、武井康年、三宅稔子、吉島亨を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役大下俊明氏、大下宜生氏、下中正博氏、山崎聡氏、山下勝也氏に対し退職慰労金を贈呈する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役17名（うち社外取締役7名）及び監査役4名（うち社外取締役2名）に対し、役員賞与として総額81百万円（取締役73百万円（うち社外取締役分7百万円）、監査役分7百万円）を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	111,519	3,318 個	-	(注) 1	可決 92.06
第2号議案	114,004	833 個	-	(注) 2	可決 94.11
第3号議案					
大下 一明	111,114	3,723	-	(注) 3	可決 91.72
加藤 孝彦	113,981	856	-		可決 94.09
Dato' Brian Tan Guan Hooi	113,865	972	-		可決 93.99
力石 敬三	113,999	838	-		可決 94.10
村元 俊亮	114,048	789	-		可決 94.14
井上 裕章	114,044	793	-		可決 94.14
郷原 和哉	113,996	841	-		可決 94.10
土井 将和	113,867	970	-		可決 94.00
杉山 隆史	113,866	971	-		可決 93.99
中野 佳信	113,886	951	-		可決 94.01
国富 純	113,881	956	-		可決 94.01
古屋 雅弘	113,868	969	-		可決 94.00
安倍 寛信	113,763	1,074	-		可決 93.91
武井 康年	113,758	1,079	-		可決 93.99
三宅 稔子	113,862	975	-		可決 93.99
吉島 亨	110,955	3,882	-		可決 91.59
第4号議案	105,746	9,091	-	(注) 1	可決 87.29
第5号議案	108,740	6,097	-	(注) 1	可決 89.76

(注) 1. 出席 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上